平成２２年（フ）第９５２号
川崎市宮前区有馬３丁目２番６号　第３清風荘202、前住所川崎市宮前区有馬３丁目５番15号　スカイコーポ102
破産者　中原　瑞貴
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
川崎市宮前区野川2280番地
破産者　中里　直美
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
川崎市高津区久末1938番地１　市営住宅２―306
破産者　小原　照雄
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
川崎市高津区久末1938番地１　市営住宅２―306
破産者　小原美代子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
川崎市幸区南加瀬２丁目11番27号　ドリームハイツ202
破産者　新井　直一
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
新潟県魚沼市四日町504番地１　県営羽根川住宅235号
破産者　中沢　利行
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
山梨県笛吹市石和町河内504番地５、開始決定時の住所山梨県笛吹市境川町前間田298番地５
破産者　篠崎　浩一
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
山梨県笛吹市石和町河内504番地５、開始決定時の住所山梨県笛吹市境川町前間田298番地５
破産者　篠崎　睦美
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
長野市川中島町原1300番地１
破産者　伊藤　義雄
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
静岡県富士宮市源道寺町147番地の３、前住所静岡県富士宮市源道寺町115番地フレグランス望月202号
破産者　阪口　卓也
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２３６号
静岡県富士宮市源道寺町147番地の３、前住所静岡県富士宮市源道寺町115番地フレグランス望月202号
破産者　阪口　宣子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６２３号
静岡県浜松市南区遠州浜１丁目11番１―102号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市南区恩地町31番地　コーポエンジェルＡ201
破産者　野末　勝也
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６４９号
静岡県磐田市福田5495番地109　フロントヒルズⅡ―102、前住所静岡県磐田市掛塚3084番地16
破産者　山田　稔和
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９７８号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８―３棟906号
破産者　八朔鉄工こと　八朔　宰夫
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
岡山県笠岡市笠岡2748番地
破産者　髙井　孝夫
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５号
山口県長門市日置中3423番地３、開始決定時の住所山口県長門市日置上6114番地７
破産者　田口　隆志
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第４５号
宮崎県小林市細野1959番地
破産者　倉吉　雄三
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１０４号
鹿児島県大島郡龍郷町幾里100番１
破産者　山下枝美子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部